

高額療養費・高齢者医療費についてのお知らせ

●70歳未満の方

《高額療養費のご案内》

医療費が高額になった場合、患者様のお支払いは1ヶ月単位で高額療養費の限度額までとなります。この取扱いを受ける為には、事前に申請を行う必要がございます。(申請先は裏面をご覧ください) その際、限度額認定証が発行されますので対象月の翌月5日までに2階の患者支援センターまでご提示をお願いいたします。

(注) 入院後月をまたぎますと、入院日にさかのぼっての認定証の申請はできません。

【高額医療限度額表】

対象者	自己負担限度額(月額)	食事代
ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	1食 460円
イ 標準報酬月額 53万円~79万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	
ウ 標準報酬月額 28万円~50万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円	
オ 低所得者:住民税非課税世帯等	35,400円	入院90日まで1食210円 入院91日以上1食160円

●70歳以上の方

前期高齢者(70歳~74歳)・・・一般:2割負担・現役並み所得者:3割負担

後期高齢者(75歳以上)・・・・・・一般:1割負担・現役並み所得者:3割負担

*現役並み所得者の方は、役所にて限度額適応認定証の申請が必要になります。

【各高齢者患者負担限度額表】

対象者	自己負担限度額(月額)	食事代
現役並み所得者Ⅲ(前期・後期高齢者) (課税所得690万以上)	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	1食 460円
Ⅱ (課税所得380万以上)	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	
Ⅰ (課税所得145万以上)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	
後期高齢者(75歳以上)	一般 57,600円	
前期高齢者(70~74歳)	一般 57,600円	入院90日まで1食210円 入院91日以上1食160円
住民税非課税世帯等 ※各市町村での申請が必要です	低所得Ⅱ 24,600円	
	低所得Ⅰ 15,000円	

●手続き方法

各保険者へお問い合わせください。